

福岡県有料老人ホーム事故報告要領

1 趣旨

この要領は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定された有料老人ホーム（福岡県所管の有料老人ホームであって、設置の届出をしていない場合を含み、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を除く。以下同じ。）において発生した事故について、老人福祉法第 29 条第 11 項に基づき報告を求めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 報告の範囲

有料老人ホームが県に報告を行う事故の範囲は、有料老人ホームが入居者に日常生活上必要な便宜を直接供与していた場合のみでなく、次のいずれかの場合を含むものとする。ただし、指定居宅サービス事業者等が「介護サービス事故に係る報告要領」に基づき保険者に報告した事故については、県へ重複して報告することは求めないものとする。

- (1) 当該施設の敷地又は居室内で発生したもの
- (2) 有料老人ホームの行事中に発生したもの
- (3) その他便宜の供与に密接な関連があるもの

3 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種類

転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災）

※ 職員の違法行為・不祥事は、入居者の生命・財産等が脅かされたもの。例えば、入居者に対する虐待、個人情報紛失、預かり金の紛失や横領などをいう。

(2) 報告すべき事故における留意点

- ① 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告することを原則とする。ただし、死亡後に相当期間の放置がなされた場合は死因に関わらず報告すること。
- ② けが等については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。なお、報告すべきか不明の場合は、県に問い合わせること。
- ③ 食中毒、感染症については、次のいずれかの要件に該当するものを報告すること。併せて管轄の保健所へ報告し、指導を受けること。

<報告要件>

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が 1 週間以内に 2 人以上発症した場合
- ロ 同一の有症者等が 10 人以上又は全入居者の半数以上発症した場合
- ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、

特に管理者等が必要と認めた場合

- ④ 従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

4 報告の時期等

所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、入居者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに県に対して報告すること。

報告は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うこと。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により県に対して事故の概要を報告すること。

対象者が、報告後に容体が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。

5 報告すべき内容

- (1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の名称、連絡先及び施設の類型
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- (4) 事故の概要(事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等)
- (5) 事故発生・発見時の対応(対応状況、受診方法、受診先、診断結果等)
- (6) 事故発生・発見後の状況（家族や関係機関等への連絡）
- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）

6 事故報告の作成

事故報告の様式の標準例は、別紙のとおりとする。なお、介護サービス事故に係る報告要領に定める様式や施設が定める任意様式で差し支えないが、上記5の項目を満たす必要がある。

事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。

また、事故報告は、基本的には入居者個人ごとに作成するが、感染症・食中毒等において、1つのケースで対象者が多数になる場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（標準例の項目3「対象者」及び5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状等の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

7 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後2年間は保存すること。

また、事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（入居者が転倒したものの、特に異常がみられない場合や職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として施設内で検

討して、再発防止を図ること。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。